

※平成25年12月25日（水）第2回京都市子ども・子育て会議資料3-1を転用

## 「京都市子ども・子育て支援事業計画」及び「京都市未来こどもプラン」の次期プラン策定について

- 平成27年4月からの実施が予定されている子ども・子育て支援新制度においては、市町村は、教育・保育や地域の子育て支援を円滑に実施するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
  - 京都市では、この計画について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）として、本市の子育て支援施策の総合的な計画である現行の「京都市未来こどもプラン」の次期プラン（計画期間：平成27年度～平成31年度 以下「次期プラン」という。）との整合を図りながら、一体的に策定する。
  - 事業計画及び次期プランの策定に当たっては、子育て関係当事者の意見を反映するため、保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等により構成する「京都市子ども・子育て会議」の部会において意見聴取を行う。
- ※ 資料1-2「事業計画及び次期プランの策定と京都市子ども・子育て会議の関係」参照

### 1 事業計画について

#### (1) 位置付けその他

- 子ども・子育て支援法において策定が義務付けられている市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度を始期に5年ごとに策定する。
  - 国の基本指針で定める参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等の事項を記載する。
- ※ 国の基本指針については、参考資料1「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」参照
- 記載する事項については、京都市子ども・子育て会議の部会において意見聴取を行ったうえで設定する。

#### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5箇年（以降も5年を1期として策定）

#### (3) 策定期限

平成27年1月中旬

#### (4) 記載事項

今後、内閣府告示として示される国の基本指針に基づき、「子育て支援に関する市民ニーズ調査」等により把握した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事

業の利用状況及び利用希望を踏まえ、次の事項を定める。

**ア 必須記載事項**

**(7) 教育・保育提供区域の設定**

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定する。

（本市における設定の考え方は、後述の資料3のとおり）

**(4) 年度ごとの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保に関する事項**

**① 年度ごとの教育・保育の量の見込み**

教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（利用定員総数）」を定める。

- ・ 認定の区分に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定

(1号認定子ども)	3-5歳	幼児期の学校教育のみ
(2号認定子ども)	3-5歳	保育の必要性あり
(3号認定子ども)	0-2歳	保育の必要性あり

- ・ 待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率の目標値を設定

**② 年度ごとの幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容**

- ・ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間中の年度ごとの教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保の内容（確保方策）を定める。

(教育・保育施設)	幼稚園、保育所(園)、認定こども園
(地域型保育事業)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

(イメージ)

	平成27年度				平成28年度				...	平成31年度
	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	...	
①量の見込み (必要利用定員総数)	50人	150人	300人	200人	50人	150人	300人	200人	...	
②提供体制の確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(所) 【教育・保育施設】	20人	60人	300人	200人	30人	100人	300人	200人	...
	地域型保育事業	10人	10人			20人	20人			...

H26.3月  
までに  
とりまとめ

H26.9月  
までに  
とりまとめ

②-①	▲20人	▲80人	0人	0人	0人	▲30人	0人	0人	…	
-----	------	------	----	----	----	------	----	----	---	--

(ウ) 年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容に関する事項

① 年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の各々について設定する教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

(量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業)

地域子ども・子育て支援事業	該当する本市事業等	調査審議を行う部会
利用者支援に関する事業	子どもと保護者の身近な場所において、相談に応じて必要な情報の提供・助言や関係機関との連絡調整を行う事業	幼児教育・保育部会
時間外保育事業	延長保育	
一時預かり事業	・一時保育 ・幼稚園における預かり保育	
病児保育事業	病児・病後児保育事業	
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業	放課後児童部会
養育支援訪問事業	・育児支援家庭訪問事業 ・育児支援ヘルパー派遣事業	要保護児童対策・虐待防止部会
子育て短期支援事業	子育て支援短期利用事業	
地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業 ・児童館事業 ・子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業	子どもを共に育む社会環境づくり部会
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	母子保健・思春期保健部会
妊婦健診	妊婦健康診査	

※ 地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業については、量の見込みの対象外

- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

② 年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに、計画期間中の年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容（確保方策）を定める。

(イメージ)

H26.3月  
までに  
とりまとめ

<〇〇事業> ※事業ごとに記載

	平成 27 年度	平成 28 年度	…	平成 31 年度
--	----------	----------	---	----------

H26.9月  
までに  
とりまとめ

①量の見込み	800人(20箇所)	800人(20箇所)	…	800人(20箇所)
②提供体制の確保の内容	600人(16箇所)	700人(18箇所)	…	800人(20箇所)
②-①	▲200人(4箇所)	▲100人(2箇所)	…	0人(0箇所)

(I) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数，設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方を記載する。

イ 任意記載事項

(7) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・ 保護者が，産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設，地域型保育事業を利用できるよう，休業中の保護者に対しての情報提供や計画的な教育・保育施設，地域型保育事業の整備

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の促進
- ・ 障害児など特別な支援が必要な子どもの支援

(ウ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・ 都道府県，地域の企業，労働者団体，都道府県労働局，子育て支援活動を行う団体等と連携しながら，地域の実情に応じた取組を進める。

(5) 事業計画策定に係る当面の作業（下線部は，子ども・子育て会議における作業）

① 子育て支援に関する現状の分析

人口構造・産業構造等の地域特性，教育・保育施設等の地域資源の状況，子どもと家庭を取り巻く環境等の現状等，必要な基礎情報の分析

② 現在の利用状況・利用希望の把握

- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況の把握
- ・ 保護者への利用希望把握調査（「子育て支援に関する市民ニーズ調査」，「結婚と出産に関する意識調査」，「ひとり親家庭実態調査」，「母子保健・思春期に関する意識調査」を実施済）等による利用希望の把握

③ 計画期間における数値目標（案）の設定

①，②及び国の基本指針における参酌基準等に基づき，計画期間内の各年度における量の見込み（案）を設定

④ 子ども・子育て会議の部会への意見聴取

- ・ 幼児教育・保育部会及び放課後児童部会

⇒平成26年1月及び2月開催の部会で意見聴取

- ・ 要保護児童対策・虐待防止部会，社会環境づくり部会及び母子保健・思春

## 期保健部会

⇒平成26年2月開催の部会で意見聴取

### ⑤ 量の見込みの全体会議への報告

⇒平成26年3月開催の全体会議で意見聴取

### ⑥ 量の見込みの京都府への報告⇒平成25年度末

⇒ 量の見込みに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」については、部会への意見聴取を経て、平成26年度第2四半期に京都府に報告

※ 全体のスケジュールは、資料1-3「事業計画及び次期プラン策定のスケジュールについて」参照

## (6) 事業計画の見直し

- 事業計画は、毎年度、京都市子ども・子育て会議において、施策の実施状況や費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施する。
- また、事業計画において定めた認定区分ごとの量の見込みが、実際に認定を受けた保護者の人数と大きくかい離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じ、事業計画の見直しを行う。

## 2 次期プランについて

### (1) 位置付けその他

- 現行プランの基本理念や基本方針を継承しつつ、引き続き本市の子育て支援施策に関する総合的な計画として策定する。
- 策定に当たっては、市政の最重要課題として位置付ける少子化対策の視点からも調査審議を行い、内閣府の「少子化危機突破のための緊急対策について」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）の内容も踏まえ、具体的な施策・取組を盛り込んでいく。

### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5箇年

### (3) 策定時期

平成27年1月中旬

### (4) 対象

現行プランと同様、すべての子どもと子どもを育成しようとする家庭、市民、事業者、行政等、すべての個人、団体を対象とする。

なお、計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満とする。

### (5) 記載事項のイメージ

ア 次期プランの趣旨

- (ア) 次期プラン策定の背景
- (イ) 次期プランの位置付け

- (ウ) 次期プランの計画期間，計画の対象
- (エ) 次期プランの基本理念と基本方針
- (オ) 現行プランの概要と取組状況
- イ 本市の子どもと家庭を取り巻く状況
- ウ 各施策分野における今後の施策の方向性，施策・主な取組
  - 現行プラン策定後の今日的な課題も踏まえ，現状と課題，今後の方向性及び取り組むべき施策等について記載
  - 事業計画，ひとり親家庭自立促進計画及び母子保健計画に該当する内容を項目として記載（ひとり親家庭自立促進計画及び母子保健計画の次期計画の概要については，資料2－5参照）
- エ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施計画表（＝事業計画の必須記載事項）
  - 各教育・保育提供区域における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期を，年度ごとに記載
- オ 次期プランの推進体制
  - 次期プランについては，京都市子ども・子育て会議において，毎年度，点検・評価を行い，進捗を管理していくことなど，次期プランの推進体制について記載

### 3 事業計画及び次期プラン策定に係る部会での調査審議について

#### (1) 事業計画の必須記載事項及び任意記載事項に該当する事項

⇒ 事業計画の策定については，前述の1のとおり

※ 「事業計画の記載事項」，「調査・審議する部会」及び「主な取りまとめ担当」は，資料1－4参照

#### -(2) 次期プランに記載する施策・取組等に係る意見聴取

次期プランが，現行の「京都市未来こどもプラン」の後継計画に位置付けられるものであることを踏まえ，現行プランに記載する施策・取組等の見直しや新たな施策・取組の追加等について検討する。

#### (3) 少子化対策の視点からの取組の検討

- 国の少子化社会対策会議において，本年6月に「子育て支援」，「働き方改革」及び「結婚・妊娠・出産支援」を柱とする「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。
- 本市においても，少子化対策を市政の最重要事項の一つとして位置付け，国が示す方針も踏まえ，子育て支援や教育の分野にとどまらず，雇用や働き方，住環境に関する施策等，多様な分野にわたる全庁横断的な課題として取り組むことが重要であることから，子ども・子育て会議においても，少子化対策を全体

会議及びすべての部会での調査審議に共通する視点として位置付ける。

※ 国における取組については、参考資料「少子化危機突破のための緊急対策（案）」、京都府における取組については、参考資料「京都少子化対策総合戦略会議の概要について」参照